

1 ポイント

火災保険への 質権設定を 廃止

(H29年4月～実施済)

これまでは質権設定が必要

- ◆ 担保建物の火災保険金請求権には、事業団を第1順位とする質権を設定します
- ◆ 少額保険金の支払いであっても事業団の承認が必要なため、保険金支払いが、非常に遅くなっていました

平成29年度から順次廃止

建物を担保評価して いない場合に限り

- ◆ 新規契約分から、火災保険金請求権への質権設定を廃止します
- ◆ 既往契約分についても、火災保険期限が到来した時点で、質権設定を廃止します

今後のお手続き

- ◆ 火災保険の満期到来月の約1か月前をめぐりに、「質権設定廃止」のご案内文を送付しています

(注) 建物を担保評価している場合は、引き続き担保建物の火災保険金請求権に、質権を設定していただきます)

2 ポイント

登録免許税 が非課税

登録免許税

- ◆ 登記を申請する際に納める税金のことです
- ◆ たとえば、抵当権の設定登記は、債権額に1,000分の4を乗じた額となります

非課税の取り扱い

- ◆ 事業団が学校法人に代わって、文部科学省に登録免許税の非課税申請をします
- ◆ 文部科学大臣の承認により、登録免許税が非課税となります

大きなメリット

- ◆ たとえば、10億円を借りるときには、400万円(10億×0.4%)の登録免許税が必要ですが、事業団なら非課税です
- ◆ 現在の金利情勢からみると、実質1年間無利子に匹敵するコスト削減効果があります

3

利子助成により 20年間 実質金利 0.5%

(H30年2月契約の例)

利子助成制度

- ◆ 耐震化促進のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です
- ◆ 学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます

対象事業

【幼稚園・認定こども園】

旧耐震基準の園舎建替えて耐震化促進のための補助金の対象となるもの

【専修学校・各種学校】

取り壊しを伴う建替事業
旧耐震基準で建設された学校施設(Is値0.7未満)の建替え整備事業

国からの利子助成率

- ◆ 全借入期間
貸付金利-0.5%

(注1) 貸付金利が0.5%以下の場合、利子助成は行われません)

(注2) 利子助成率の上限は、幼稚園は1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です)

4

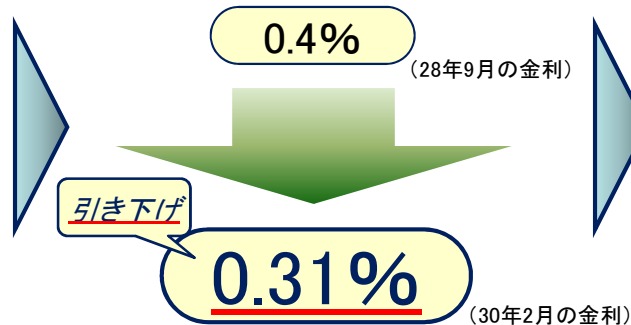
貸付金利の引き下げ

(H28年10月～実施済)

金利の見直し

- ◆ 財務省の財政融資資金貸付金利の下限の見直しを受けて、私学事業団融資においても、貸付金利を引き下げました

例：一般施設費 期間10年



多彩なメリット

- ◆ 償還完了まで**固定金利**
- ◆ 借入期間は**最長20年**
- ◆ 元金返済据置は**最長2年**
- ◆ **元金均等返済**なので利息の総支払額が少なくお得

※ 最新の金利はホームページでご確認ください

5

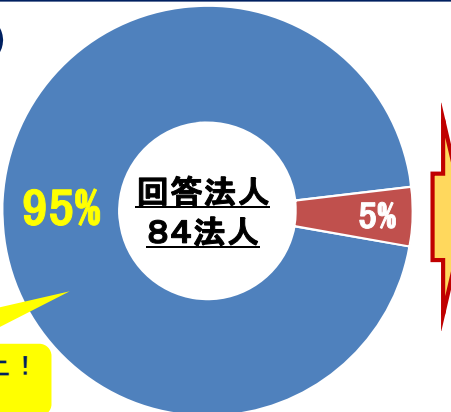
5年連続顧客満足度90%以上!

融資ご利用者アンケート

- ◆ 融資をご利用いただいたみなさまに、毎年「ご利用者アンケート」を実施しています
- ◆ 29年度は前年度に融資した104法人にアンケートをお願いし、84法人から回答を得ました (回答は匿名)

29年度の調査結果

事業団の対応に「満足した」、「やや満足した」の合計



事業団の対応に、「やや満足していない」、「満足していない」、「どちらでもない」の合計

最近3年間の顧客満足度は95%以上！
圧倒的なご支持をいただいています

融資の窓口

- 法人所在地域ごとに担当係をおいています
- どのようなことでもお気軽にお問合せください

法人所在地域

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都

神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府

兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

質権の設定・更新・廃止、保証人の変更、契約内容の確認について

担当係

融資第一係
TEL 03-3230-7862・7863・7873

融資第二係
TEL 03-3230-7864・7865・7874

融資第三係
TEL 03-3230-7866・7867・7879

融資業務係 TEL 03-3230-7869・7870